

いしかわ森林環境基金事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、いしかわ森林環境基金事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める「いしかわ森林環境基金事業」の円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における定義は、次のとおりとする。

- (1) 「林業事業体」とは、他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者及び県の造林業者有資格者名簿に登載されている者をいう。
- (2) 「放置竹林」とは、周辺森林に侵入・繁茂している管理されなくなった竹林であって、森林の持つ公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるものをいう。
- (3) 「再生竹」とは、本事業により放置竹林を伐採した箇所において、伐採の翌年度以降に再度発生した竹をいう。
- (4) 第2号及び第3号に定める森林については、国、県、市町、森林研究・整備機構、森林整備法人が所有または管理するもの（「公有林等」という。以下同じ。）を除く。
- (5) 「県産材」とは、「公共事業等における県産材産地及び合法木材証明制について（平成20年3月28日付農政第4604号農林水産部長通知）」により、合法性及び石川県産であることが証明された木材をいう。
- (6) 「外構部」とは、住宅等の周囲に設置する塀、柵、デッキをいう。
- (7) 「木造」とは、建築物の構造耐力上主要な部分の全部又は一部に木材を使用する施工をいう。
- (8) 「木質内外装」とは、建築物の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分の全部又は一部に木材を使用する施工をいう。
- (9) 「木質新材」とは、JAS規格又は大臣認定等により性能が確認できる直交集成板(CLT)、不燃木材又は耐火集成材をいう。

(事業内容等)

第3 各事業の事業内容等は、次のとおりとする。

区分	事業内容	補助事業者
環境林整備事業	1 放置竹林の除去 2 1の実施後に発生する再生竹の抑制対策（刈払い等） 3 広葉樹の植栽（ただし、原則として1の実施後、天然更新では適確な更新が図れない場合に限る。） 4 簡易な歩道の設置及び補修（ただし、1	市町、林業事業体、その他知事が認める者

	を実施するために必要と知事が認めた場合に限る。)	
緩衝帯整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設や住宅、農地、通学路等の周辺の過密化した里山林において実施する、野生獣の出没を抑制することを目的に実施する森林の見通しを良くする伐採や藪の刈払い等 2 整備後の維持管理に必要な簡易な歩道の設置 3 本事業により整備したことを示す看板の設置 4 整備に必要な現地調査 	市町
環境林整備推進事業	基金事業の広報・普及、図面作成の協力、森林所有者の意向調査、現地調査、協定の対象とする森林の取りまとめ、森林所有者の確認(不在村者)、計画作成、協定締結、連絡調整など	市町 ただし、環境林整備事業または緩衝帯整備事業が実施される市町に限る
こども森の恵み推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 子供達が参加する学校林等の森林整備・保全活動 2 子供達が参加する学校林等を活用した森林環境教育及び森林体験活動 3 その他上記に準ずる森づくりに関する活動 	市町、市町教育委員会、小中高等学校、教育関係団体、森林組合、NPO、地域住民等の組織する団体(非営利団体で規約等が定められており総会が開催される団体)等
森づくりボランティア推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民が気軽に参加できる森づくりに関する体験活動及び森林環境教育の実施 2 上記活動に必要な講習会等の開催 3 その他上記に準ずる森づくりに関する活動 	NPO、地域住民等の組織する団体(非営利団体で規約等が定められており総会が開催される団体)等
いしかわ身近な森保全事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町等が森林所有者等と協定を締結し、里山林、竹林、海岸林等において地域住民等と協働して行う緩衝帯整備以外の整備・保全及び発生する木材等の利用活動 2 上記活動に必要な協議会等の開催 3 その他上記に準ずる森づくりに関する活 	市町、市町が構成する協議会、NPO、地域住民等の組織する団体(非営利団体で規約等が定められており総会が開催さ

	動	れる団体) 等
いしかわの森で作る住宅推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 県産材を一定量以上使用した住宅等の新築若しくは増改築又は購入 2 県産材を使用した外構部の設置 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内において住宅等を新築若しくは増改築又は購入する施主 2 県内において県産材を使用した外構部を設置する施主
民間施設県産材需要創出モデル推進事業	商業施設や社会福祉施設など多数の者が利用する、県産材利用の模範となる民間施設の整備	民間事業者等
いしかわの木づかい運動推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 県産材利用の意義や助成制度についての普及広報 2 首都圏における建材等見本市への出展 3 住宅分野における県産材利用を図るための工務店等を対象としたセミナーの開催等 	民間事業者等

(補助対象経費)

第4 各事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

事業区分	補助対象経費
環境林整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 放置竹林の伐採及び伐採竹の集積等に要する経費 2 土砂の流出、土壌の浸食を防止するための簡易な木竹製構造物の設置に要する経費 3 広葉樹の植栽に要する経費 4 再生竹の抑制対策(刈払い等)に要する経費 5 簡易な歩道の設置及び補修に要する経費 <p>ただし、上記1～5の経費の内訳は「石川県造林事業実施要領」による</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 上記1から5に付随する諸掛費及び受託手数料相当額
緩衝帯整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 選木、伐倒、枝打ち、刈払い及び伐採した木竹の集積等に要する経費 2 簡易な歩道の整備に要する経費 3 看板の設置に要する経費 4 整備に必要な現地調査に要する経費 5 上記1から4に付随する諸掛費及び受託手数料相当額
環境林整備推進事業	賃金、報償費(謝金等)、旅費(旅費等)、需用費(消耗品費、資料印刷費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料(会場借上料等)、原材料費(杭等)、委託費、負担金補助及び交付金

こども森の 恵み推進事業	賃金、報償費（講師謝金等）、旅費（講師旅費等）、需用費（用具費、消耗品費、資料印刷費、燃料費、苗木代等）、役務費（通信運搬費、保険料等）、使用料及び賃借料（会場借上料、機材借上料等）、原材料費（木材、釘等）、備品購入費（機械器具費等） ただし、補助事業者の構成員の賃金及び旅費は除く。なお、1団体あたりの補助金額の上限を500千円とする。
森づくりボランティア 推進事業	賃金、報償費（講師謝金等）、旅費（講師旅費等）、需用費（用具費、消耗品費、資料印刷費、燃料費、苗木代等）、役務費（通信運搬費、保険料等）、使用料及び賃借料（会場借上料、機材借上料等）、原材料費（木材、釘等）、備品購入費（機械器具費等） ただし、補助事業者の構成員の賃金及び旅費は除く。なお、1団体あたりの補助金額の上限を500千円とする。
いしかわ身近な森保全 事業	賃金、報償費（講師謝金等）、旅費（講師旅費等）、需用費（用具費、消耗品費、資料印刷費、燃料費、苗木代等）、役務費（通信運搬費、保険料等）、使用料及び賃借料（会場借上料、機材借上料等）、原材料費（木材、釘等）、備品購入費（機械器具費等）、委託費、工事請負費 ただし、補助事業者の構成員の賃金及び旅費は除く。
いしかわの森で作る住宅 推進事業	1 取得しようとする住宅等における県産材の材料費や、県産材の使用に係る工事費 2 外構部における県産材の材料費及び県産材の使用に係る木工事費 ただし、外構部の補助金額は、1件あたり（木塀・木柵とウッドデッキ併設の場合も含む）の下限を50千円、上限を150千円とする。 また、本事業以外の国、都道府県、市町村が支出する補助金等の助成制度（以下、「国等が支出する補助金等」とする。）を利用している場合は、外構部の補助対象経費が本事業の補助金額と国等が支出する補助金等の額の合計を下回らないこと。
民間施設県産材需要創出モデル 推進事業	1 県産材又は県産材を使用した木質新材の材料費 2 木造又は木質内外装を行う部分の工事費（設計費含む） ただし、国等が支出する補助金等の助成制度を利用している場合は、その助成額を減じた残額を補助対象経費とする。なお、1件あたりの補助金額の上限は10,000千円とし、CLT等の木質新材を使用した場合は15,000千円とする。
いしかわの木づかい運動 推進事業	1 県産材利用の意義や助成制度についての普及広報に要する経費 2 首都圏における建材等見本市への出展に要する経費 3 住宅分野における県産材利用を図るための工務店等を対象としたセミナーの開催等に要する経費

（環境林整備事業の実施）

第5 この事業による整備が予定されている市町の長は、環境林整備計画（5箇年計画）を

作成し、知事の承認を受けるものとする。

- 2 市町以外の補助事業者は、事業実施前に事業計画書を作成し、整備計画箇所のある市町長に提出するものとする。
- 3 市町長は、前項により事業計画書が提出された場合又は市町が補助事業者となる場合、これら補助事業者の計画を基に環境林整備事業計画（単年度計画）を作成し、知事の承認を受けるものとする。
- 4 前3項に規定する各計画書の様式は別に定める。
- 5 この事業の実施基準は、次のとおりとする。
 - (1) 放置竹林の除去
補助事業者は、原則として隣接する放置竹林をすべて除去するものとする。
 - (2) 植栽
補助事業者は、(1)の施工地において天然更新が困難であると判断される場合に限り、必要最小限の広葉樹の植栽を実施することができる。
 - (3) 再生竹の刈払い等
補助事業者は、放置竹林の除去（この場合、平成28年度までに実施した侵入竹の除去及び荒廃竹林の伐採を含む。）を実施した箇所において、再度、竹が生育することを防ぐため、竹の伐採の翌年度から起算して原則2年を経過するまでの間、刈払い等の再生竹の抑制対策を実施するものとする。ただし、本事業による再生竹の抑制対策の後にも再生竹の発生がみられる場合には、森林所有者が再生竹の刈払いを自ら又は委託等により実施するものとする。
 - (4) 放置竹林の除去を実施する場合、補助事業者は、伐採木竹が豪雨時等に流出しないよう整備を実施した森林内に整理する。
- 6 この事業により発生した伐採木竹について、森林所有者が自らの責任と費用で、搬出、利用する場合はこれを妨げない。
- 7 県、市町、補助事業者及び森林所有者は、環境林整備事業の実施にあたり、各々の管理責務を明確にするため、別記様式第1号に基づき「いしかわ森林環境基金事業（環境林整備）の実施に関する協定書」を締結するものとする。
- 8 各農林総合事務所長は、事業完成后、関係市町長へ別に定める完成通知を送付するものとする。
- 9 補助事業者は、県及び市町が実施する調査に協力するとともに、森林の適正な管理に配慮するものとする。
- 10 その他必要な事項については別に定める。

（緩衝帯整備事業の実施）

- 第6 この事業による整備を予定している市町の長は、緩衝帯整備事業計画書を作成し、知事の承認を受けるものとする。なお、計画書の様式は別に定める。
- 2 この事業の実施基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 補助事業者は、野生獣の出没を抑制することを目的として、過密化した里山林において森林の見通しを良くするため、立木竹の伐採や刈払い等の整備を実施するものと

- する。
- (2) 事業目的を達成するために一体的に整備する必要がある場合に限り、公有林等を事業対象に含めることができる。
 - (3) 地域住民等によって整備箇所の維持管理を行う体制が整っている地区を対象とする。
 - (4) 補助事業者、森林所有者及び地区代表は、緩衝帯整備事業の実施にあたり、各々の管理責務を明確にするため、別記様式第2号に基づき「いしかわ森林環境基金事業（緩衝帯整備事業）の実施に関する協定書」を締結するものとする。
- 3 要綱第3条第2項に定める補助金交付申請書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。
- ア 位置図（縮尺5万分の1程度の地形図に事業実施予定箇所を記入したもの）
 - イ 区域図（縮尺5千分の1程度の地形図に事業実施予定区域を記入したもの）
 - ウ 現況写真
 - エ 事業実施予定地の用地承諾書またはそれに準じる書類
- 4 要綱第5条第2項に定める変更等に係る承認申請書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、前号に準ずるものとする。
- 5 要綱第7条第2項に定める実績報告書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。
- ア 区域図（縮尺5千分の1程度の地形図に事業実施区域並びにその整備内容及び数量を記入したもの）
 - イ 完成写真（作業種毎に事業の実施前、実施中、実施後の状況を確認できるもの）
 - ウ その他の事業の実施状況及び支払状況を確認できる書類
 - エ 2の（4）に定める協定書及び委託等により事業を実施した場合は契約書の写し
- 6 その他必要な事項については別に定める。

（いしかわの森で作る住宅推進事業の実施）

第7 本事業のうち住宅等の補助金交付を受けようとする場合は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県産材使用量が7㎡以上であること。
 - (2) 原則として、住宅等の引渡日が事業実施年度内であること。
 - (3) 県の認定する「県産材住宅ビルダー」が建築する住宅等であること。
 - (4) 新築の場合、床面積が70㎡以上であること。
 - (5) 「民間施設県産材需要創出モデル推進事業」における補助金助成の採択を受けていないこと。
 - (6) 申請対象の建築場所において、住宅等に対して、過去に本事業またはいしかわの木が見えるたてもの推進事業の助成を受けている場合は、当該助成の交付決定日から10年以上が経過していること。
- 2 本事業のうち外構部の補助金交付を受けようとする場合は、次の要件を全て満たすものとする。
- (1) 引渡日が事業実施年度内であること。

- (2) 県の認定する「県産材住宅ビルダー」が設置する外構部であること。
 - (3) 「民間施設県産材需要創出モデル推進事業」における補助金助成の採択を受けていないこと。
 - (4) 申請対象の建築場所において、外構部に対して、過去に本事業またはいしかわの木が見えるたてもの推進事業の助成を受けている場合は、当該助成の交付決定日から10年以上が経過していること。
 - (5) 外構部については、令和3年4月1日以降に契約がなされものであること。
 - (6) 適切な維持管理のもと交付決定日から10年以上の使用が見込まれること。
- 3 住宅等の施工と併せて外構部を施工する場合は、住宅等の県産材使用量に外構部の県産材使用量（材積）を含めて住宅等の補助金交付を申請することができる。この申請を行う場合は、外構部の補助金交付の申請を行うことはできない。申請に当たっては、別記様式9号の県産材使用箇所欄に外構部の種類を明記し、引き渡し日は住宅等又は外構部のいずれか遅い日とする。
- (7)
- 4 要綱第2条に定める「県産材使用率90%以上」とは、以下の何れかの基準に該当することをいう。
- (1) 使用県産材の材積（ m^3 ）を使用木材の材積（ m^3 ）で除した値が0.9以上
 - (2) 使用県産材の材積（ m^3 ）を延床面積（ m^2 ）で除した値が0.16以上
- 5 要綱第3条第2項に定める補助金交付申請書及び要綱第7条第2項に定める実績報告書に添付すべき書類のうち、別に定める書類は、住宅等の場合は、(1)から(5)、外構部の場合は(2)、(4)、(6)、(7)とする。次のとおりとする。
- (1) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証
 - (2) 完了引渡証明書(住宅等の場合は検査済証の発行日が、事業期間外である等の場合。)
 - (3) 住宅等の全体外観写真及び県産材使用箇所毎の確認ができる写真（施工中の写真も可とする。）
 - (4) 「公共事業等における県産材産地及び合法木材証明制について（平成20年3月28日付け農政第4604号農林水産部長通知）」に基づく県産材産地及び合法木材証明書（以下「県産材産地及び合法木材証明書」という。）
 - (5) 木材使用明細書（県産材使用量20 m^3 以上の場合のみ。）
 - (6) 外構部については、設置状況の確認ができる写真、県産材使用面積の根拠となる図面及び工事費と着工日が分かる契約書
 - (7) 工事費に補助対象経費以外の費用が含まれる場合は、補助対象経費が分かる明細書など

（民間施設県産材需要創出モデル推進事業の実施）

第8 本事業の補助金交付を受けようとする者は、整備する施設について、別に定める審査要領による審査を経て、知事による補助金助成の採択を受けるものとする。

2 本事業の補助金交付対象は、次の各号の何れにも該当する施設とする。

- (1) 石川県内に所在し、木造又は木質内外装が行われる施設
 - (2) 所有者等が自ら居住することのみを目的としない施設
 - (3) 商業施設や社会福祉施設など多数の者による利用が見込める施設
 - (4) 施設を整備する者が国又は地方公共団体でない施設
 - (5) 施工完了日又は施工完了予定日が事業実施年度内である施設
- 3 要綱第3条第2項に定める補助金交付申請書及び要綱第7条第2項に定める実績報告書に添付する別記様式第3号及び6号のうち、収入の部においては、本事業以外の助成制度による補助金の名称及び金額を記載し、支出の部においては、県産材材料費、木質新材材の材料費及び県産材の使用に係る工事費の金額と積算内訳を記載すること。
- 4 要綱第3条第2項に定める補助金交付申請書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。ただし、建築確認を要しない施工の場合、
- (1) の書類は不要とし、(2) の書類は、施工完了を証する別の書類で代用しても差し支えない。
 - (1) 建築基準法第6条第4項の規定による確認済証（施設の整備が未完の場合）
 - (2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（施設の整備が完了済の場合）
 - (3) 県産材産地及び合法木材証明書（施設の整備が完了済の場合）
 - (4) 図面及び工事仕様書
 - (5) 県産材使用見込明細書
- 5 要綱第7条第2項に定める実績報告書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。ただし、建築確認を要しない施工の場合、(1) の書類は、施工完了を証する別の書類で代用しても差し支えない。
- (1) 補助金交付申請時に未提出の場合は、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証
 - (2) 県産材産地及び合法木材証明書
 - (3) 県産材使用明細書
 - (4) 工事完了写真（全体外観写真及び県産材使用箇所の写真）
- 6 採択を受けた施設を整備する者は、当該施設について、県産材を使用し、かつ「いしかわ森林環境基金」による補助事業の対象施設であることを示す表示板を作成し、施設内の見える場所に設置すること。
- 7 採択を受けた施設を整備する者は、施設内外の写真撮影や現地見学会など、石川県が行う「いしかわ森林環境基金」のPRに係る取組に協力するものとする。

（環境林整備事業、緩衝帯整備事業、いしかわの森で作る住宅推進事業、民間施設県産材需要創出モデル推進事業以外の事業の実施）

第9 各事業の実施等については、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施を予定する者（以下「事業予定者」という。）は、事業の実施に先立ち事業計画承認申請書（別記様式第3号）を作成の上、管轄する農林総合事務所を經由して知事に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 知事は、申請のあった事業計画が適当と認める場合は予算の範囲内でこれを承認し、

- 別記様式第3号により通知するものとする。
- (3) 前号による承認を受けた事業予定者は、要綱第3条の規定に基づく補助金交付申請書を知事に提出するものとする。
- (4) いしかわ身近な森保全事業を実施する補助事業者は、別記様式第4号に基づき森林所有者等と事業実施に関する協定を締結するものとし、当該協定における面積及び期間は、おおむね3ha以上かつ5年以上とする。
- (5) 要綱第3条第2項の規定に定める補助金交付申請書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。
- ア 位置図（縮尺5万分の1程度の地形図に事業実施予定地を記入したもの）
 - イ 区域図（縮尺5千分の1程度の地形図に事業実施予定地を記入したもの）
 - ウ 現況写真
 - エ 市町及び法人以外の団体等が補助事業者となる場合にあっては、その概要のわかる書類（規約または会則及び会員等の構成がわかる名簿等）
 - オ 事業実施予定地の用地承諾書またはそれに準じる書類
 - カ いしかわ身近な森保全事業については、事業の実施に関する協定書（写）
- (6) 要綱第5条第2項の規定に定める変更等の承認申請書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、前項の規定に準じる。
- (7) 要綱第7条第2項の規定に定める補助事業実績報告書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。
- ア 区域図（縮尺5千分の1程度の地形図に事業実施地を記入したもの）
 - イ 完成写真（事業の実施状況が判別できるもの）
 - ウ その他事業の実施状況及び支払い状況を示す書類
- (8) 環境林整備推進事業については、前各号を準用するほか必要な様式等は別に定める。

(検査)

第10 所長は、要綱第7条に定める実績報告書の提出があった場合は、別に定めるところにより、検査を行うものとする。

(雑則)

第11 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附則 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要領は、令和元年 7 月 1 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和元年 10 月 2 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度の予算により実施する事業については、なお従前の例によるものとする。

別記様式第 1 号

No.

いしかわ森林環境基金事業（環境林整備事業）の実施に関する協定書

石川県（以下「県」という。）、〇〇市〔町〕（以下「市町」という。）、補助事業者 〇〇（以下「補助事業者」という。）及び森林所有者〔〇〇〔ほか〇〇名〕委任代理人〔兼森林所有者〕〕〇〇（以下「森林所有者」という。）は、事業の目的を達成するため、いしかわ森林環境基金事業実施要領第 5 の 7 に基づき、環境林整備事業（以下「事業」という。）の実施に関する協定を次のとおり締結する。

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、第 3 条に掲げる森林を整備し、水源のかん養や県土の保全など当該森林等が発揮すべき公益的機能を保全するため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第 2 条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 3 月 3 1 日まで（※協定締結日から 20 年後の年度末）とする。

2 この協定の目的を達成するため特に必要のある場合には、県、市町、補助事業者及び森林所有者で協議のうえ、この協定を更新することができる。

（整備を実施できる森林）

第 3 条 当該事業において協定の対象とする森林等（以下「協定対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとする。

土地の表示		樹種	林齢 (年生)	面積 (ha)	林小班	備考
所在	地番					

*位置は別添位置図のとおり

（整備の内容等）

第 4 条 補助事業者は、協定対象森林について次の各号に定める整備を実施する。

- (1) 放置竹林においては、放置竹林の除去及び整備後の更新作業
- (2) 放置竹林の除去を実施した箇所においては、刈払い等の再生竹の抑制対策
- (3) 前 2 号の整備により発生した伐採竹は、豪雨時等に流出しないよう配慮して整備区域内に整理
- (4) その他前各号の内容を実施するために必要な作業

- 2 第1項の整備により発生した伐採木竹について、森林所有者が自らの責任と費用で、搬出、利用する場合はこれを妨げない。
- 3 この協定期間における協定対象森林の整備は、原則として協定締結後速やかに1回に限り実施できるものとする。ただし、再生竹の刈払については、放置竹林の除去の翌年度から原則2年を経過するまでの間に各年度1回実施できるものとする。

(費用の負担等)

第5条 県は、第4条第1項各号に定める整備に必要な経費の全部について、補助事業者に対して補助する。

- 2 協定対象森林に対する公租公課及び林道等の公共施設の設置に伴い課される受益者負担は、森林所有者が負担する。

(責務)

第6条 県、市町、補助事業者及び森林所有者は、この協定に基づき次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 補助事業者又は森林所有者は、協定の期間中に自ら第4条第1項各号に定める整備を実施した森林（以下「整備実施森林」という。）の皆伐や森林以外への転用をしないものとする。
- (2) 森林所有者は、整備実施森林において、再度、放置竹林となることを防ぎ、確実に更新が図られるよう、協定期間満了日まで再生竹の刈払い等の管理を自ら又は委託等により適切に行うものとする。
- (3) 整備実施森林を確定した実測図は、補助事業者がこれを作成し、速やかに県、市町及び森林所有者に配付するものとし、県、市町、補助事業者及び森林所有者はこの実測図を協定書と一緒に保管するものとする。
- (4) 補助事業者及び森林所有者は、整備実施森林を示す標柱等の設置を県が申し出たときは、それを容認するものとする。

(助言及び指導)

第7条 県、市町及び補助事業者は、この協定の目的達成のため、協定対象森林の取扱いについて、必要に応じて森林所有者に対する助言及び指導に努めるものとする。

(災害等による損害)

第8条 整備の実施中に、火災、天災その他の事由により協定対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、県及び市町はその責任を負わない。

- 2 整備の実施後、火災、天災その他の事由により、協定対象森林の林相が著しく変化した場合、又は立木等に損害が生じた場合にあっても、県及び市町はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第9条 補助事業者及び森林所有者は、整備実施森林の権利を第三者に譲渡又は承継しよう

とするときは、当該第三者にこの協定を承継させるものとする。

- 2 森林所有者は、整備実施森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、あらかじめその旨を県、市町及び補助事業者へ通知し、協議しなければならない。
- 3 補助事業者及び森林所有者は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかにその他の協定締結者に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 整備実施森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により整備実施森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定の解除)

第11条 補助事業者又は森林所有者が第6条の規定に違反したときは、県、市町はこの協定を解除することができる。

- 2 前項の場合、県は補助事業者及び森林所有者に対し第4条第1項各号に定める整備に要した経費の全部または一部について返還を求めることができる。

(補助事業者、森林所有者の協力)

第12条 補助事業者及び森林所有者は次の事項に協力するものとする。

- (1) この協定期間終了後も、整備実施森林の非皆伐に協力するものとする。
- (2) 県又は市町が森林体験、学習活動等に整備実施森林を使用することを補助事業者又は森林所有者に申し出たときには、これに協力するものとする。

(疑義の協議)

第13条 この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、県、市町、補助事業者及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書4通を作成し、県、市町、補助事業者及び森林所有者がそれぞれ記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

県

住所 金沢市鞍月一丁目一番地

石川県

代表者 石川県知事

印

(農林総合事務所長扱い)

市町	住所 市町名 氏名	長	印
補助事業者	住所 氏名		印
森林所有者	住所 氏名		印

* [] は必要に応じて記載

No.

いしかわ森林環境基金事業（緩衝帯整備事業）の実施に関する協定書

〔〇〇市、〇〇町〕（以下「補助事業者」という。）、森林所有者〇〇〔ほか〇〇名〕（以下「森林所有者」という。）及び、地区代表〇〇（以下「地区代表」という。）は、集落周辺の里山林において、クマやイノシシ等の野生獣の出没を抑止するため、森林の見通しを良くする伐採や藪の刈払い等を実施し、集落と野生獣の生息域との境界を形成する緩衝帯整備（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、第3条に掲げる森林において、集落と野生獣の生息域との境界を形成するため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年3月31日まで（※協定締結日から5年以上後の年度末）とする。

2 この協定の目的を達成するため特に必要のある場合には、補助事業者、森林所有者及び地区代表で協議のうえ、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林等（以下「対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとする。

土地の表示		樹種	林齢 (年生)	面積 (ha)	林小班	備考
所在	地番					

*位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（森林の使用及び整備の内容）

第4条 前条の対象とする森林において補助事業者が行う整備は次の各項とする。

- (1) 森林の見通しを良くするための伐採、枝打ち、藪の刈払い等
- (2) 整備後の維持管理に資するための簡易な歩道の設置
- (3) 本事業により整備したことを示す看板の設置
- (4) 整備に必要な現地調査
- (5) その他前各号の内容を実施するために必要な作業

2 補助事業者は、地区代表及び森林所有者と連携し、事業の実施後に整備地の継続的な刈払いなど、適切な維持管理を実施するため、地域の体制作りを行うこと。

3 補助事業者は、地区代表及び森林所有者と連携し、県が本事業に関する調査を実施す

る場合には協力すること。

(費用の負担等)

第5条 補助事業者は、前条に定める整備に必要な経費の全部又は一部について負担する。

- 2 対象森林に対する公租公課及び林道等の公共施設の設置に伴い課される受益者負担は、森林所有者が負担する。

(責務)

第6条 この協定に基づき、森林所有者は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 森林所有者は、協定の期間中は、開発等による転用をしないものとする。
- (2) 森林所有者は、補助事業者が整備したことを示す看板等の設置を申し出たときは、それを容認するものとする。

(助言及び指導)

第7条 補助事業者は、この協定の目的達成のため、対象森林の取扱いや、事業実施後の維持管理方法について、必要に応じて森林所有者や地区代表に対する助言及び指導に努めるものとする。

(災害等による損害)

第8条 事業の実施中に、補助事業者の責に帰しえない、火災、天災その他の事由により対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、補助事業者はその責任を負わない。

- 2 事業の実施後、補助事業者及び森林所有者の責に帰しえない、火災、天災その他の事由により、対象森林の林相が著しく変化した場合、又は立木等に損害が生じた場合であっても、補助事業者及び森林所有者はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第9条 森林所有者は、対象森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、当該第三者にこの協定を承継させるものとする。

- 2 森林所有者は、対象森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、あらかじめその旨を補助事業者に通知し、協議しなければならない。
- 3 森林所有者は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかに補助事業者に書面で通知するものとする。
- 4 地区代表が交代するときは、交代した代表者にこの協定を継承させるものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定の解除)

第 11 条 森林所有者が第 6 条の規定に違反したときは、補助事業者はこの協定を解除することができる。

2 前項の場合、補助事業者は森林所有者に対し第 4 条第 1 項各号に定める整備に要した経費の全部または一部について返還を求めることができる。

(疑義の協議)

第 12 条 この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、補助事業者、森林所有者及び地区代表が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書 3 通を作成し、補助事業者、森林所有者、地区代表がそれぞれ記名押印して、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

補助事業者	住所 市町名 氏名	長	印
森林所有者	住所 氏名		印
地区代表	住所 氏名		印

委 任 状

(住所、氏名を記載する) を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 下記表示の土地を対象として実施するいしかわ森林環境基金事業の実施に関する件
2. 「いしかわ森林環境基金事業（〇〇〇整備事業）の実施に関する協定書」の締結に関する件
3. 前記協定に基づく権利義務の行使に関する一切の権限

年 月 日

森林所有者

住所

氏名

印

土地の表示等

土地の表示		樹種	林齢 (年生)	面積 (ha)	林小班	備考
所在	地番					

*印鑑証明書の添付は不要。(押印は認印でも可)

*森林所有者が代理人に委任する場合に添付

石川県知事 殿

住所（所在地）
（名 称）
氏名（代表者氏名）

年度〇〇事業計画承認申請書

いしかわ森林環境基金事業実施要領第9の規定に基づき、〇〇事業の計画を作成したので、関係書類を添えて承認申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 その他
 - (1) 事業実施予定地の図面
 - (2) 団体の概要を示す書類
 - (3) 市町及び法人以外の団体等が補助事業者となる場合にあつては、その概要のわかる書類（規約または会則及び会員等の構成がわかる名簿等）
 - (4) 事業実施予定地の用地承諾書またはそれに準じる書類
 - (5) いしかわ身近な森保全事業については、事業の実施に関する協定書（写）

第 号
年 月 日

殿

石川県知事 印

年度〇〇事業計画の承認について（通知）

年 月 日付 第 号で申請のあった、〇〇事業の計画を承認したので通知します。

なお、いしかわ森林環境基金事業補助金交付要綱第3条の規定に基づく補助金交付申請書を〇〇年〇〇月〇〇日までに提出願います。

いしかわ身近な森保全事業の実施に関する協定書

〇〇（以下「補助事業者」という。）、〔〇〇（以下「市町」という。）、〕森林所有者 〇〇〔ほか〇〇名〕（以下「森林所有者」という。）は、いしかわ身近な森保全事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、第3条に掲げる集落周辺の放置された森林を地域住民等と協働で整備、保全、活用していくことにより、地域の活性化や生活環境の保全に資するため、事業の速やかな実施と事業実施後の適正な管理をそれぞれの立場で協力して確保することを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年3月31日まで（※協定締結日から5年後以上の年度末）とする。

2 この協定の目的を達成するため特に必要のある場合には、補助事業者等及び森林所有者で協議のうえ、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする土地）

第3条 協定の対象とする森林等（以下「対象森林」という。）の位置及び面積（※おおむね3ha以上）は、次に掲げるとおりとする。

土地の表示		樹種	林齢 (年生)	面積 (ha)	林小班	備考
所在	地番					

*位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（土地の使用及び活動の内容）

第4条 前条の対象森林について協働し行う事業の活動は次の各項とする。

- (1) 森林整備、保全に必要な除伐、下刈り、植栽等の活動。
- (2) 前号の活動によって生じる木材等を利用する活動。
- (3) その他前各号の活動を行うために必要な自然体験活動や環境教育活動。

2 この協定期間において、整備森林の維持に必要な管理は補助事業者、森林所有者協働のもと行うものとする。

（費用の負担等）

第5条 補助事業者は、第4条第1項各号に定める整備に必要な経費の全部又は一部について負担する。

2 対象森林に対する公租公課及び林道等の公共施設の設置に伴い課される受益者負担は、森林所有者が負担する。

(責務)

第6条 この協定に基づき森林所有者は、協定の期間中は、開発等による転用をしないものとする。

(助言及び指導)

第7条 補助事業者〔、市町〕は、この協定の目的達成のため、対象森林の取扱いについて、必要に応じて森林所有者に対する助言及び指導に努めるものとする。

(災害等による損害)

第8条 活動の実施中及び実施後に、補助事業者〔、市町〕の責に帰し得ない、火災、天災その他の事由により対象森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、補助事業者、〔市町〕はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第9条 森林所有者は、対象森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、当該第三者にこの協定を承継させるものとする。

2 森林所有者は、対象森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、あらかじめその旨を補助事業者〔、市町〕に通知し、協議しなければならない。

3 森林所有者は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかに補助事業者〔、市町〕に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1)対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2)火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定の解除)

第11条 森林所有者が第6条の規定に違反したときは、補助事業者はこの協定を解除することができる。

2 前項の場合、補助事業者は森林所有者に対し第4条第1項各号に定める整備に要した経費の全部または一部について返還を求めることができる。

(疑義の協議)

第12条 この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、補

助事業者〔、市町〕、森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2〔3〕通を作成し、補助事業者〔、市町〕、森林所有者がそれぞれ記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

補助事業者 住所
市町名
氏名 長 印

〔市町 住所
市町名
氏名 長 印 〕

森林所有者 住所
氏名 印

* 〔 〕は必要に応じて記載